

平成 26 年度第 2 回社会福祉審議会議事録

- 日時：平成 27 年 2 月 13 日（金）午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分
- 場所：大和市保健福祉センター 5 階 501 会議室
- 参加：

〔出席委員〕 12 名

河崎委員、町田委員、高橋委員、金子委員、稲川委員、長尾委員、小野委員、北林委員、和田委員、前川委員、藤野委員、柴田委員
(欠席委員) 桐原委員、鈴木委員、近藤委員

【次第】

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 指定管理者評価委員会の報告について
 - (2) 地域福祉計画の進行管理について
 - (3) 生活困窮者自立支援制度について
3. 個別計画についての情報提供
 - (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について
 - (2) 障がい福祉計画の改定について
 - (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定について
4. その他
 - (1) 今後のスケジュールについて
 - (2) その他
5. 閉 会

以下、要旨記録

1. 開 会

2. 議 題

(1) 指定管理者評価委員会の報告について

事務局より平成 26 年 8 月 4 日に開催された指定管理者評価委員会について、概要を報告。

委員 指定管理者事業評価について、それぞれの指定管理者が事業報告を行った後、市が文書を作成し、評価委員が修正を加えたといった理解でよろしいか。

事務局 そのとおり。多くの評価項目があるため、事前に事務局でたたき台ということで文書を作り、その後、評価委員から指摘をいただき、最終的な評価を作成した。

委員 評価の視点とあるが、記載されていることが評価をしているのかどうかという意味でよく分からない。単に事実が羅列してあるように読める。評価の視点が定まっているのであれば、それに対してこういう風に評価をするとか、あるいは逆に課題を挙げた方が指定管理者のその後につながっていくと感じた。

事務局 表現の問題であろうと思う。全般的には、それぞれの法人がよくやっていたというトーンで担当課が原案を作成したのだが、見方によっては、良く評価をしているのか、課題があるのかそうでないのか、はっきりしないのではないかとのご指摘だったと思う。次年度から、今のご意見を踏まえて、評価の結果が実際どうだったのか感覚的にわかるような表現にしていきたいと思う。

委員 まごころ地域福祉センターについて2点質問したい。まず、1点目は、去年はデイサービス事業の収支の部分の成績が思わしくなく、その中での改善策として、サービス提供時間を7時間から9時間へ変更する予定であったと伺っている。その中での収支状況はどうだったか。2点目は、同じくまごころ地域福祉センターについて、27年以降、地域包括ケアシステム構築の核として、多種多様な業務をこなすための人的強化が必要といわれているが、専門職が集まらない中で、スタッフの定着率はいかがか。

事務局 1点目について、デイサービスの時間については確かに介護保険報酬が変わる中で現在短く、利用者からももっと長くしてほしいという希望がある。現在、社会福祉協議会と協議をしており、延長の話もしているので、今後サービス提供時間の延長もあろうかと思う。2点目については、他の施設においても人手が足りない、人員が定着しないといった状況がある。まごころ地域福祉センターについても欠員が一時出ていたが、今は補われた。

委員 社会福祉法では、社会福祉法人は自分が提供するサービスについて自己評価もしくは第三者評価を行い、結果を開示するという方向になっていると思う。指定管理者の事業であっても、法人が提供するサービスなのだから、自己評価・第三者評価を行っていると理解しているがそれでよろしいか。また、もし、そのようにされているのであれば、その成果物を活用した上で評価を行ってもよいのではないかと考えるがいかがか。

事務局 まごころ地域センターの事業評価にも記載されているように、利用者評価と事業者自己評価が実施されており、その内容も踏まえて資料を委員会に提示している。障害者自立支援センター、松風園についても自己評価または第三者評価を受けている状況である。

委員 まごころ地域福祉センターについてはそのような記述があったが、それぞれの法人の事業評価を並べてみると、同様の書きぶりがなかったので疑問に感じた。書きぶりを同じトーンにしたほうがよい。

事務局 今後、調整していく。

(2) 地域福祉計画の進行管理について

事務局より地域福祉計画の進行管理及び地域福祉計画評価シート(案)について説明。

委員 評価シートについて、数値で表すことができるところについては、数値目標を立てて、何パーセント達成できたか記載する項目があってもよいのではないか。

事務局 工夫をしていく。

委員 評価シートについて、車いすバスケットボール体験講座だけが記載されているが、福祉推進委員会こそがまさに福祉について皆で取り組んでおり、組織自体が評価されてもよいのではないか。車いすバスケットボール体験講座だけが特筆されており、指標の取り方自体に違和感がある。

事務局 成果を測る主な指標は位置づけが難しい。特に目立った事業が地域福祉計画にすでに登載済み

であるが、抽象的なものについては、参考指標欄に記載するようにする。

委員 成果と課題という所で内容をふくらませたらよいと思う。

事務局 今回お示ししている評価シートの内容は例であり、充分整理したものではないので、ご意見を踏まえて、最終的には審議会に諮りご意見をいただきたいと思う。

委員 地域福祉計画にのっとった形で整理されており、イメージがしやすいと感じた。参考指標については、課題が新たに出たときに、ここで拾い上げ掲載すれば非常によいと思う。評価シートを公表する際には、レイアウトなど、ビジュアル的に地域福祉計画の雰囲気に合わせて感じで作成してほしい。

事務局 グラフや写真を掲載するなど、可能な限り工夫をしていく。

委員 数値化した方が分かりやすい。例えば、5年の中で100達成する事業で当該年度では100に対してここまでやろうといった風に目標数値を立てるほうが分かりやすい。

事務局 個別目標①を数値的に表すには、難しい項目だと考える。数値化しやすい項目については、可能な範囲で記述について考えていく。

委員 地域福祉計画の中に進行管理が位置づけられており、取組みをホームページ等で公開し、広く市民からの意見を聴取することとなっているが、聴取の方法をどう考えているか。市民からどういった見地で意見を聴取し、どう活かすのか。皆で推進する地域福祉の意味もあろうかと思うが、それをどこに位置づけるのかが大きな課題だと思う。

事務局 評価の公表をした段階で意見があれば素直に伺おうと思う。評価のサイクルについて、どこがスタートといったことはないが、個人の市民、市民福祉団体、NPO 団体等からの意見を吸い上げながら、最初の評価案を作成することと理解いただきたい。

委員 計画書に書かれている進行管理と今の説明が異なっているのでは。

事務局 市民の皆様からの意見を踏まえて担当課で評価原案を作っていく必要があると思う。

(3) 生活困窮者自立支援制度について

事務局より、生活困窮者自立支援制度の概要について説明。

委員 自立相談支援事業をクリアするには、かなりの寄り添い型になる。民生委員や地区社協等からの情報が多く入ると思うが、窓口の設定、方向性についてどのように考えているのか。

事務局 窓口には3名程度のスタッフを配置する予定である。

委員 地区社協にとっては色々な仕事が増えることになるが、任意団体であり、モチベーションが保てない。意見として聞いていただきたいが、地区社協のモチベーションがあがるようなことも考えてほしい。

事務局 それについての答えは難しいが、今回の制度開始は、地区社協の仕事を増やすものと考えていない。もちろん地区社協に出向き説明を行っていくつもりである。生活保護の相談に行くには敷居が高いといった方を地域でみつけた場合に、この窓口を紹介していただくなど、一緒に見守りや協力をしていく形になっていければと思う。

委員 子ども・若者支援、学習等の支援はいつから誰が何を行っていくのか。生活援護課の所管からすると異色だが。

事務局 自立相談支援事業は、必須事業と任意事業とに分かれており、市の状況に応じて任意に始めていく事業もある。4月から全ての事業を新たに行っていくのは難しい。学習等支援事業につい

ては、教育委員会所管の既存の事業を活用してまずはやっていくことを考えている。

委員 4月から始めるのは難しいとは思いますが、多くが対処療法になりがちになる中で、子ども・若者支援は根本的なものと考えます。いつから始めるのかも含めて計画等を今後、教育委員会等と調整していく方向でよろしいか。

事務局 相談を受けた方のニーズ等を踏まえ、調整していく。市としても将来的に考えると重要な事業と認識している。

会長 NPO法人に委託するといった事例もある。

委員 相談支援事業を担う人には大変なスキルが要求されると考えられる。委託先は考えているのか。

事務局 任意事業については開拓中である。自立相談窓口対応については、予算作成前なので詳細についてお伝えできないが、検討中である。

会長 国の論議の中では、生活困窮者イコール経済的困窮者ではない。ひきこもり、自殺志願者等対象の幅は広い。単純に経済的困窮者のみを指していないといったことを理解いただきたい。

委員 生活困窮者自立支援制度について、市としては、広報をどのように行っていくのか。

事務局 制度については、広報やまと、市ホームページで周知することはもちろんのこと、民児協、自治連、地区社協等関係のある団体に直接的に接触し、事業のもう少し細かい内容を伝えていくことを考えている。

会長 どちらかという自ら声をあげられない方が多いので、地域での発見が必要になる。そのため、民生委員等福祉関係者からの情報が非常に重要になる。

委員 スケジュールの確認だが、必須事業については、4月1日から実施ということではよろしいか。

事務局 そのように考えている。

3. 個別計画についての情報提供

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について

事務局より、個別計画についての情報提供。

委員 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系について、基本目標「一人ひとりの権利が守られている」の主な事業の中に、養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの措置とあるが、今現状にある緊急措置的なものと考えてよいか。

事務局 そのとおり。あくまで行政の措置と考えている。

会長 考えられるのは、認知症で徘徊をしていたり、一人暮らしで家の中で倒れているのが発見され、介護保険を適用する前に、養護施設で保護してから、介護保険を適用するといったケースでしょう。

(2) 障がい福祉計画の改定について

事務局より、障がい福祉計画の改定についての情報提供。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の策定について

事務局より、子ども・子育て支援事業計画の策定について情報提供。

4. その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局より、今後のスケジュールについて説明。

(2) その他

委員 生活困窮者自立支援、子ども子育てについて、行政サービスの対象者数が気になる。現在、子ども6名のうち1名が貧困と言われている。どのくらいの人数がいて、どういったカバーができるのか。神奈川県は感覚的に16パーセント以上いるのではないかと考えている。アウトリーチ型をとるとのことだったが、そのことが非常に問題となる。

会長 同感である。子どもの貧困率が高い特に母子家庭の貧困を考えていく必要がある。

5. 閉会

以上